

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月15日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

情報通信環境整備等支援業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

(4) 入札方法

入札は、制限付一般競争入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に入力すること。

あわせて、仕様書の3（1）電話等による対応、3（2）ア 現状確認等に係る派遣、3（2）イ 設定に係る派遣について、3（3）想定する対応件数を確認の上、内訳となる金額を入力すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 文具・事務用機器類の事務・OA機器

イ 電気通信機器類の電気通信機器

ウ 情報処理サービスのシステム等開発・改良、システム等管理運営、データ処理、ASP、電気通信サービス

エ 事務用機器のパソコン類、電気通信機器類

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局女性活躍推進課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局女性活躍推進課

電話 0857-26-7077

電子メール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

平成30年3月15日(木)から平成30年4月4日(水)までの間にとりネット女性活躍推進課のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年3月15日(木)から平成30年4月4日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年4月11日(水)午後2時

イ 場所

鳥取県庁第2庁舎4階 第28会議室(鳥取市東町一丁目271)

ウ 提出方法

郵送または持参による。なお、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成30年4月4日(水)正午までに、4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、予定価格の範囲内で最低価格で入札した者が複数いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。なお、郵送により入札した者については、契約担当部局の職員がくじ引きを行うものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。